

成年後見制度の適切な運用に係る ワーキンググループ（WG1）	
令和8年7月21日	資料1-2

適切な後见人等の選任等に向けた環境整備 (厚生労働省)

後見人等の適切な選任等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

- (1) **成年後見制度等の見直し**に向けた検討
 - ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問 (R6. 2)
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
 - ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施 (R4～)
 - ・ **地域共生社会の在り方検討会議における検討** (R6. 6～)

今後の対応

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
 - ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
 - ・ 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
 - ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

- (1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
 - ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する**基本的考え方の整理** (R4)
 - ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
 - ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し (R6)
 - ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
 - ・ 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行 (R4～)
 - ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
 - ・ **後見等事務報告書式の見直し** (R7. 4開始)
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
 - ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
 - ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - ・ 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
 - ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
 - ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
 - ・ 受任者調整に関する手引きの作成
 - ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
 - ・ 更なる報酬助成の推進等の早期検討
 - ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
 - ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

1. 受任者調整について

① 第二期計画における「受任者調整」に関わる主な記述

○ 体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、そのチームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。（p23）

○ 成年後見制度の利用の開始までの場面では、申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整する。（p25）

○ 中核機関が、専門職などと連携して権利擁護支援の方針を検討し、その方針に基づき、申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく。（p31）

○ 関係機関の連携により、必要に応じ、後見人等の候補者と選任形態（複数後見など）について調整を行い、後見人等が選任されるまでの一時的な支援や役割分担を行う。（p32）

○ 受任者調整を地域の実情に応じて進めるため、家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素や、候補者の検討方法、マッチングの手法などを共有するとともに、本人の意向、後見人等との相性、柔軟な選任形態、課題解決後の交代等の想定も検討できるように留意する。（p39）

② 既存マニュアル「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」における留意事項



厚生労働省 平成30年度
社会福祉推進事業
成年後見制度利用促進の
ための地域連携ネットワ
ークにおける支援機能のあり方
に関する調査研究事業
成年後見制度利用促進支援
機能検討委員会
（事務局：公益社団法人
日本社会福祉士会）

利用者がメリットを実感できる
適切な後見人等の選任のために留意すべき事項(p24)

○ 申立の妥当性の確認

- ・ 本人にとって必要な支援は何か
- ・ 現在の支援体制では対応できない課題は何か
- ・ 申立が必要なケースか
- ・ 申立以外に、早急に必要な支援や情報収集はないか

○ 申立のあり方の検討

- ・ 誰が申立を行うのか

○ 求められる後見事務の想定と適切な後見人の検討

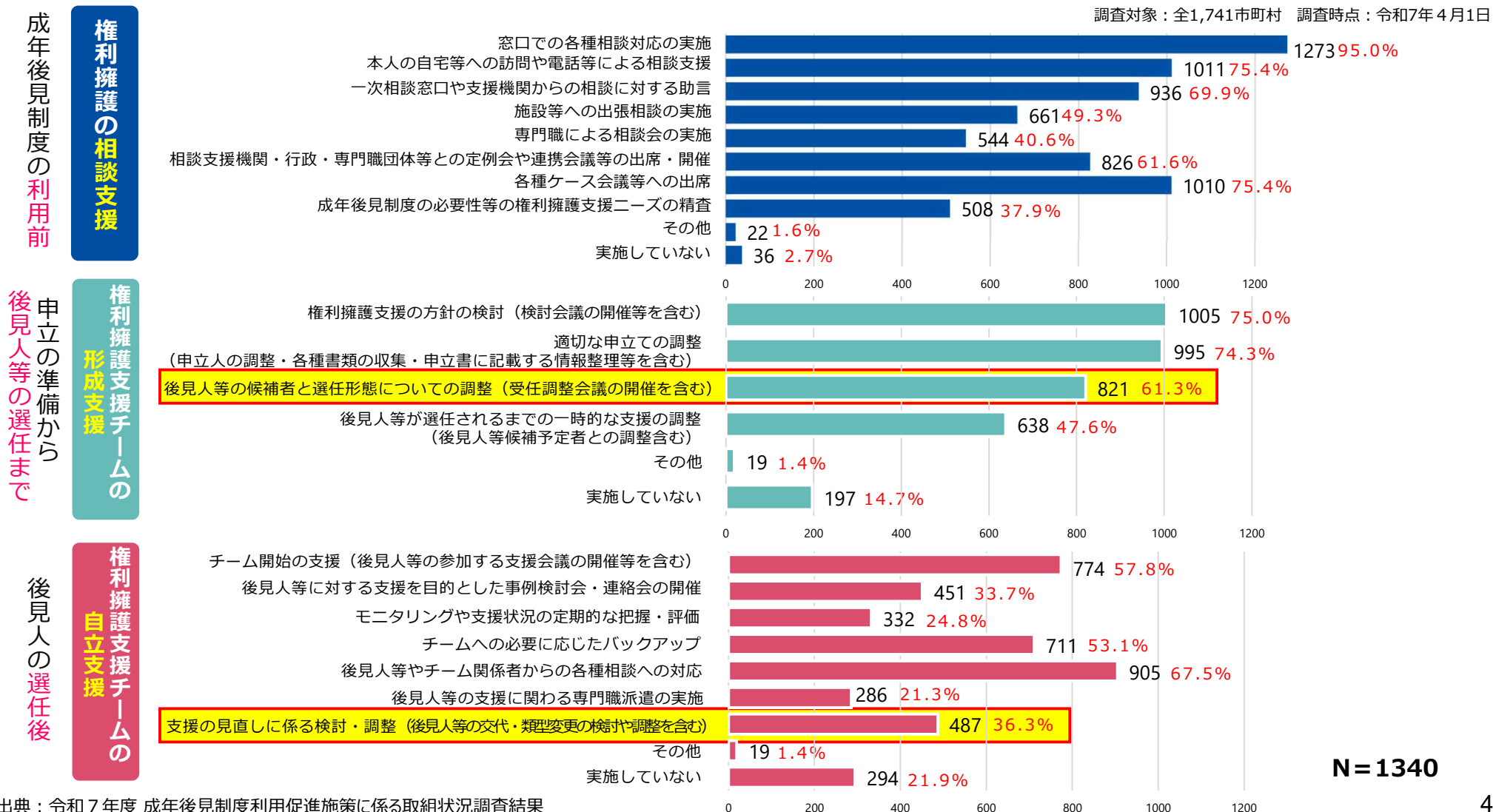
- ・ 予想される後見事務は何か
- ・ 予想される申立の類型（補助、保佐、後見）は何か
- ・ 本人にとって望ましい候補者の要件は何か
- ・ どのような後見人の選択肢があるのか
（親族後見人、市民後見人、法人後見、専門職後見人
の場合に必要な専門性等）

○ 本人とのマッチング

- ・ 本人と候補者との顔合わせ、相性の確認等

2. 市町村・中核機関における選任・交代の取組状況①

中核機関を整備済みの1,340市町村のうち、「後見人等の候補者と選任形態についての調整（受任調整会議の開催を含む）」を実施している市町村は61.3%（821件、N=1,340）となっており、「支援の見直しに係る検討・調整（後見人等の交代・類型変更の検討や調整を含む）」は36.3%（487件、N=1,340）で実施されている。

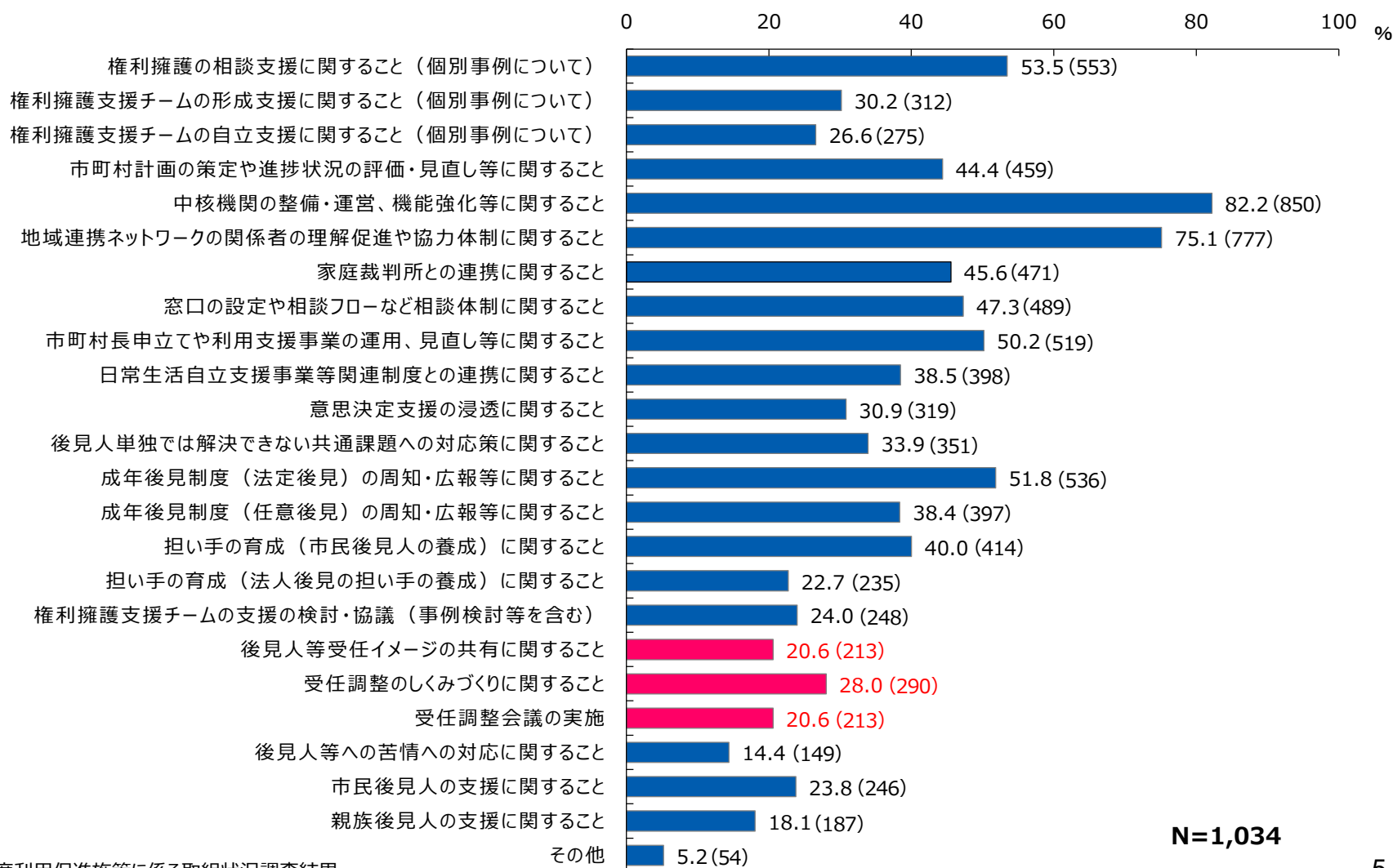


2. 市町村・中核機関における選任・交代の取組状況②

協議会を設置済みの1,034市町村において、「受任調整のしくみづくりに関すること」を検討している市町村は28.0%（290件、N=1,034）、「後見人等受任イメージの共有に関すること」及び「受任調整会議の実施」は20.6%（213件、N=1,034）となっている。

問：協議会における検討事項（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

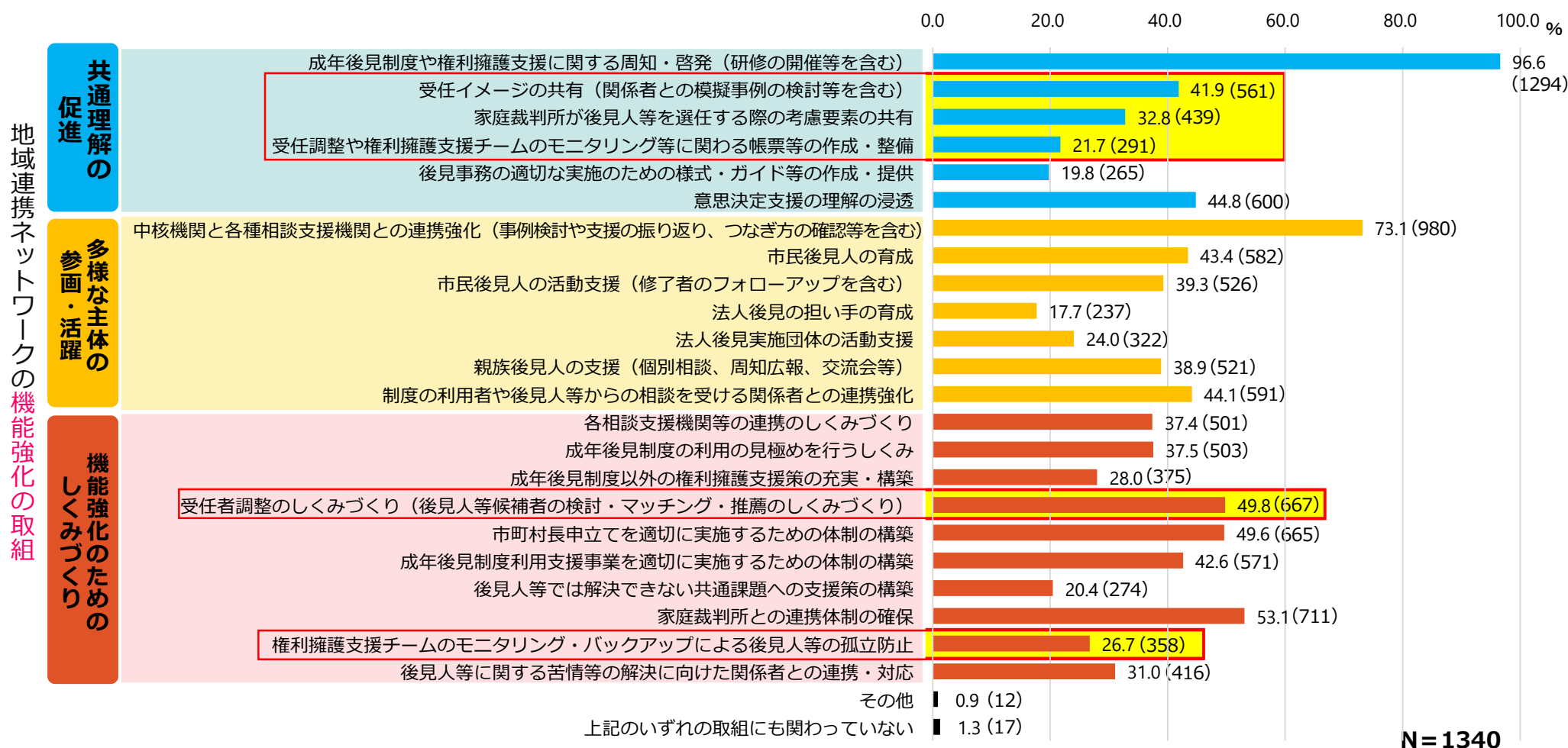


2. 市町村・中核機関における選任・交代の取組状況③

中核機関を整備済みの1,340市町村において、中核機関が関わっている地域連携ネットワークの機能強化の取組のうち、「受任者調整のしくみづくり」は49.8%（667件、N=1340）、「権利擁護支援チームのモニタリング・バックアップによる後見人等の孤立防止」は26.7%（358件、N=1340）となっている。

問：「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の取組について、中核機関が関わっているもの（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日



2. 市町村・中核機関における選任・交代の取組状況④

全1,741市町村を対象とした地域連携ネットワークの構築状況を見ると、「本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制」は68.6%（1,194件、N=1,741）であるが、「支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制」は43.8%（763件、N=1,741）、「地域の担い手（専門職後見、市民後見、法人後見等）の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制」は34.9%（608件、N=1,741）となっている。

問：市町村における個別事案に対する権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築状況（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

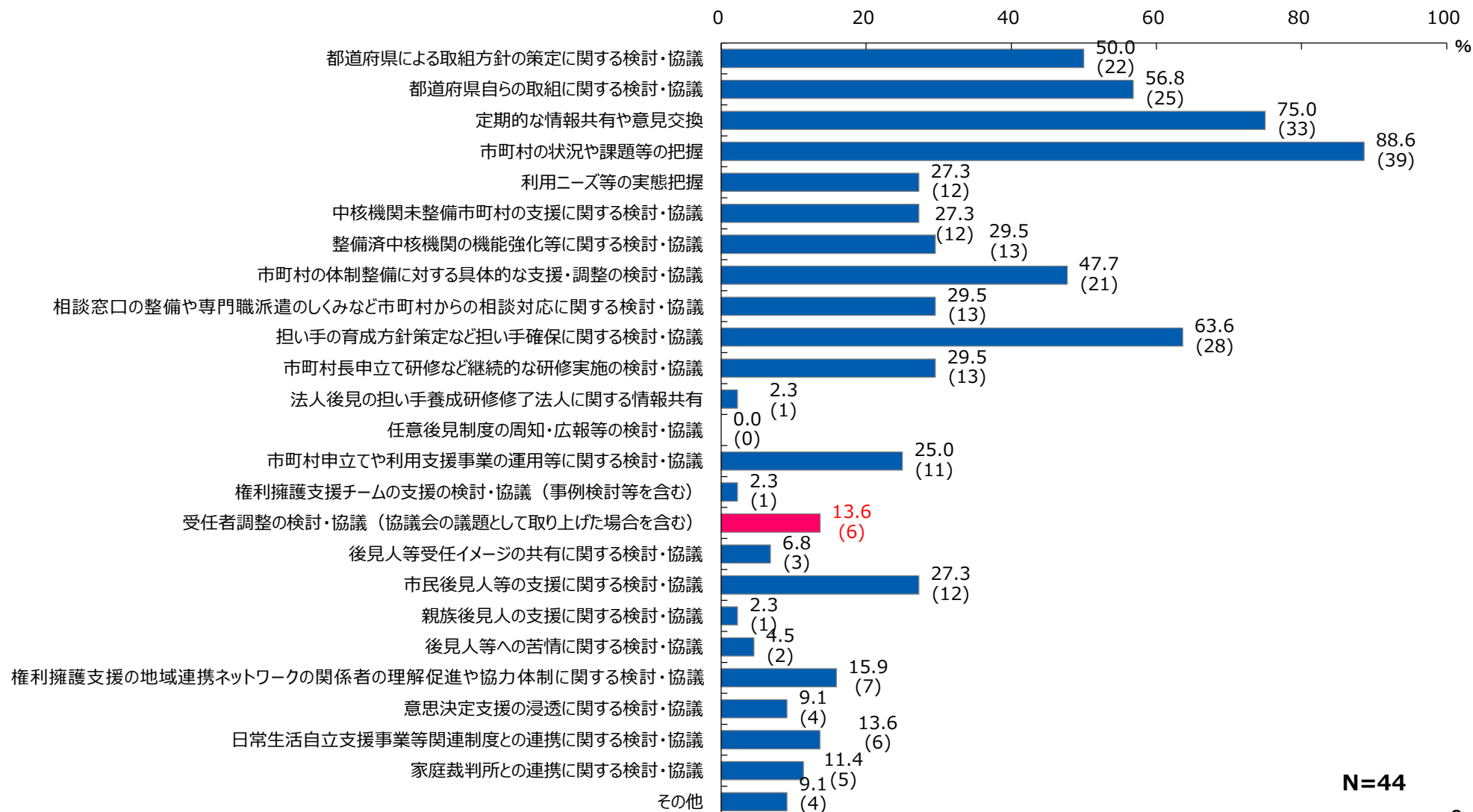
		中核機関整備済		中核機関未整備		
		N=1,340		N=401		
		件数	割合	件数	割合	
成年後見制度の利用前	権利擁護の相談支援	本人および関係者が成年後見制度（任意後見制度を含む、以下制度と略）を理解できるような周知・広報体制	1,157	86.3	234	58.4
		本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制	804	60.0	130	32.4
		制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制	1,117	83.4	193	48.1
		本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制	640	47.8	106	26.4
		本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制	1,046	78.1	209	52.1
		各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関（以下関係機関と略）と連携して相談対応できる体制	888	66.3	114	28.4
		各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制	649	48.4	116	28.9
		必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制	1,012	75.5	174	43.4
		制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制	1,131	84.4	214	53.4
		制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつなぎが行える体制	922	68.8	163	40.6
申立の準備から	権利擁護支援チームの形成支援	本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制	690	51.5	99	24.7
		本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制	739	55.1	106	26.4
		支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制	870	64.9	136	33.9
		支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制	835	62.3	128	31.9
		本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制	1,011	75.4	183	45.6
		診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制	856	63.9	125	31.2
		支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制	688	51.3	75	18.7
		本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制	397	29.6	34	8.5
		地域の担い手（専門職後見、市民後見、法人後見等）の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制	577	43.1	31	7.7
		関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制	543	40.5	70	17.5
後見人の選任後	権利擁護支援チームの自立支援	本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制	547	40.8	68	17.0
		後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制	639	47.7	63	15.7
		制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制	288	21.5	21	5.2
		制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の要否を検討できる体制	341	25.4	25	6.2
		後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制	737	55.0	82	20.4
		支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制	245	18.3	20	5.0

3. 都道府県における選任・交代の取組状況①

都道府県の協議会において、受任調整を協議内容として扱っている都道府県は13.6%（6件、N=44）。

問：協議会における検討事項（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



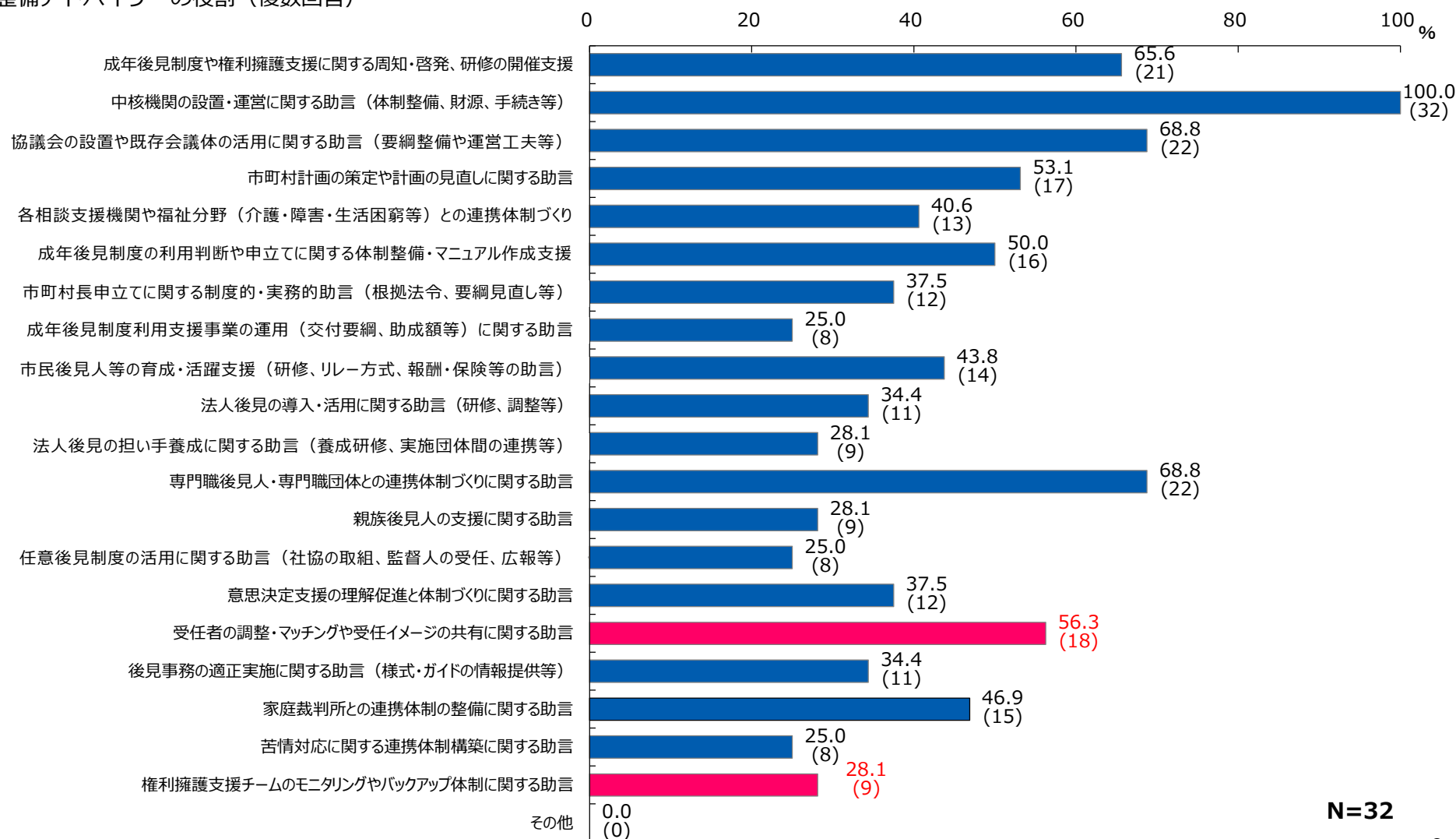
N=44

3. 都道府県における選任・交代の取組状況②

体制整備アドバイザーを配置している都道府県における体制整備アドバイザーの主な役割として、受任者の調整・マッチングや受任イメージの共有に関する助言は56.3%（18件、N=32）、権利擁護支援チームのモニタリング・バックアップ体制に関する助言は28.1%（9件、N=32）となっている。

問：体制整備アドバイザーの役割（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



N=32

後見人等への苦情

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4 後見人等に関する苦情等への適切な対応（第二期計画抜粋）

	家庭裁判所	専門職団体	市町村・中核機関
ア 基本方針	(ア) 後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度・実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違いなど様々なものがある。 そのため、まずは、成年後見制度等に関する広報や事前の説明により、本人や関係者の制度に関する理解を促進することが重要である。 (イ) その上で、以下の役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。		
	家庭裁判所には、後見監督の一環として、後見人等が本人のためにその職務を適切に行うよう、その職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言・指導を行うことが予定されている。そのため、家庭裁判所には、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して対応することが期待される。	専門職団体には、当該団体に所属する専門職後見人等に関する苦情等について、家庭裁判所などと連携し、その解決に向けて適切に対応することが期待される。また、そのための団体内のしくみの検討を進めることが期待される。	市町村・中核機関は、身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係者と連携した対応（福祉、医療等のサービスの調整を含む。）を行う。さらに、必要に応じて、専門職団体と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡する。
イ 具体的な対応	後見人等に関する苦情等を把握した機関（家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関など）は、苦情等に関する事情を十分に聴取・確認し、本人の権利・利益の観点から、苦情として具体的な対応を必要とするものかどうかを検討する。その上で、具体的な対応が必要と判断した場合、上記ア（イ）の役割や各地域における対応体制の実情などを踏まえ、自らが主体となって調整すべきものかどうかを検討する。検討の結果、他の機関が調整することが適当な事案の場合は、適切な機関等に対応を引き継ぐ。 家庭裁判所には、後見人等に関する苦情等がある事案（解任事由がない場合を含む。）について、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関等が適切に連携することにより、本人のニーズと後見人等の適格性を評価し、必要性が認められる場合には、後見人等の追加選任や交代を実現できるよう努力することが期待される。（※）		

※なお、専門家会議において、家庭裁判所には、専門職団体に対して専門職後見人の不正の防止・早期発見に向けた適切な情報提供をすることが求められるとの意見もあった。

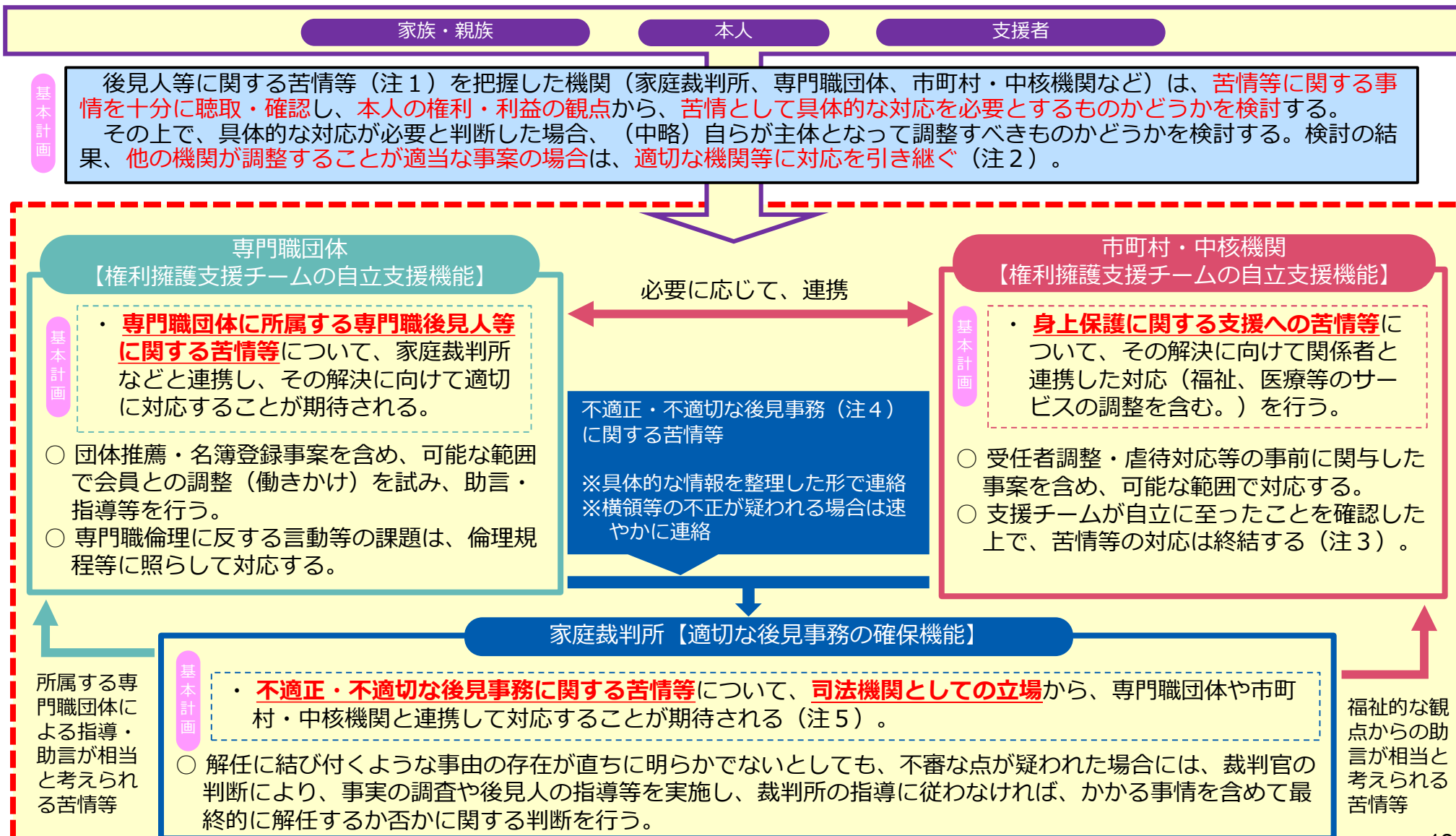
また、専門家会議においては、家庭裁判所が、必要に応じ、家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）に基づく後見人等への指示（例えば、後見人等が身上保護に関する事務や意思決定支援を行うに当たり、本人の意向を尊重する旨の指示や、本人の支援方針を検討するケース会議等に出席する旨の指示）や、家庭裁判所調査官による調査等を適切に活用することが期待されるとの意見もあった。

（参考）

都道府県には、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用した市町村支援等の対応を検討することが期待される。

5 後見人等に関する苦情等への適切な対応（後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー（案））

目的：後見人等が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、成年後見制度の利用者の不安や不満につながっているといった指摘がある。後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用改善に取り組む。本フローは、**関係機関間の相互理解の下**、後見人等に関する苦情等に対応する各関係機関の役割を踏まえた連携体制を明確にし、**後見人等を含む適切なチーム支援を確保**することにより、**本人を中心とした「権利擁護支援」の推進**を図るものである。



5 後見人等に関する苦情等への適切な対応 (後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー(案))

(フロー全体に関する補足事項)

- 本フローは、モデルとなる地域で試験的に運用するために作成されたものであり、試行の結果を踏まえた更なる検討を本フローに反映させることが予定されている。
本フロー中の『不適正・不適切な後見事務に関する苦情等』、『福祉的な観点からの助言が相当と考えられる苦情等』、『所属する専門職団体による指導・助言が相当と考えられる苦情等』、『必要に応じて、連携』が必要となる苦情等については、上記の試験的な運用を通じて、具体的な内容等を整理の上、必要に応じて本フローに反映することが予定されている。
- 円滑な連携のためには、後見制度利用の必要性の確認や後見人等候補者の事前調整、選任後の支援方針の共有や引継等も重要である。

注1 関係機関に寄せられる後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度・実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違いなど様々なものがあるところ、本フローは、後見人等の行為(「後見人が施設費を支払わない」などの不作為や「態度が威圧的である」などの言動も含む。)に関する苦情等を対象とし、制度そのものに対する苦情等は含まない。ただし、制度に対する苦情等の原因が後見人等の行為にある場合は、本フローの対象に含む(例えば、「報酬の支払が負担である」という苦情等は制度に対する苦情等とも思えるが、苦情等を申し立てる原因として後見人の職務の内容や言動等に不満がある場合には、後見人の行為に対する苦情等であるといえ、本フローの対象となる苦情等に含まれる。))。

注2 相談者及び相談内容の情報を他機関に提供する場合は、原則として相談者の同意を得る。

注3 状況が変化した際には、速やかに対応できるような体制を確保しておくことに留意する。

注4 不適正・不適切な後見事務には、身上保護・意思尊重義務に関するものも含まれ、例えば、施設費の不払・遅延のほか、「後見人等と連絡がとれない」「後見人等が会いに来ない」「後見人等がケース会議に参加しない」などの行為により本人に不利益が生じ得るような場合も含まれる。

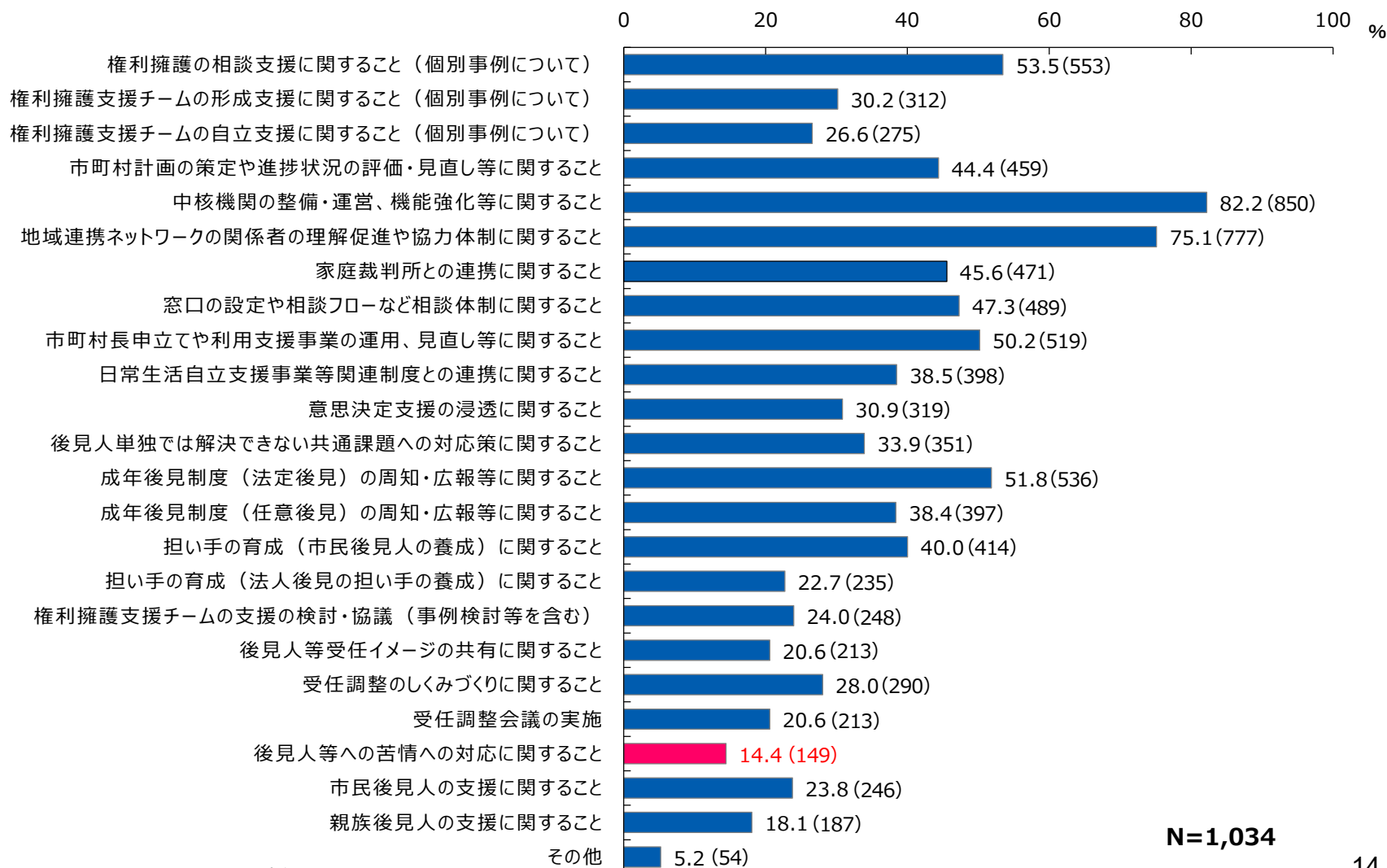
注5 裁判所は、後見人等の選任・解任等の判断作用を背景に後見人等を監督するものであり、後見人等の裁量を越えて本人の権利・利益に反する行為(不適正・不適切な事務)に対応する一方、裁判所の監督は関係者間の関係調整を目的とするものではないことから、後見人に対する不満や後見人との関係不全の解決に向けて直接対応することはできない。また、裁判所は、中立・公正の立場から、当事者の一方に寄り添った対応はできない。

6. 市町村における後見人等への苦情に関わる取組の状況①

協議会を設置済みの1,034市町村のうち、「後見人等への苦情への対応に関すること」を検討している市町村は14.4%（149件、N=1,034）となっている。

問：協議会における検討事項（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

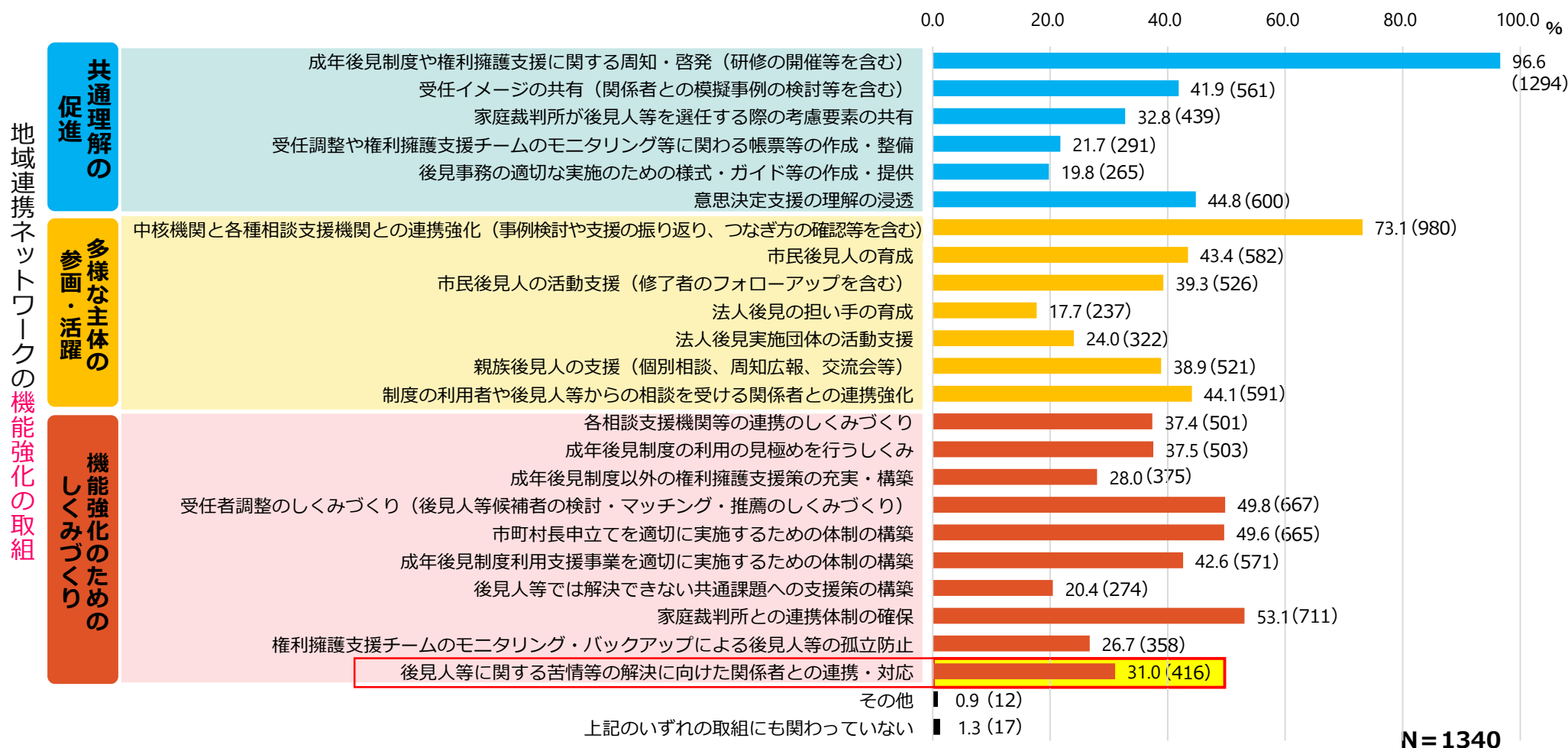


6. 市町村における後見人等への苦情に関わる取組の状況②

中核機関を整備済みの1,340市町村において、中核機関が関わっている地域連携ネットワークの機能強化の取組のうち、「後見人等に関する苦情等の解決に向けた関係者との連携・対応」は31.0%（416件、N=1,034）となっている。

問：「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の取組について、中核機関が関わっているもの（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

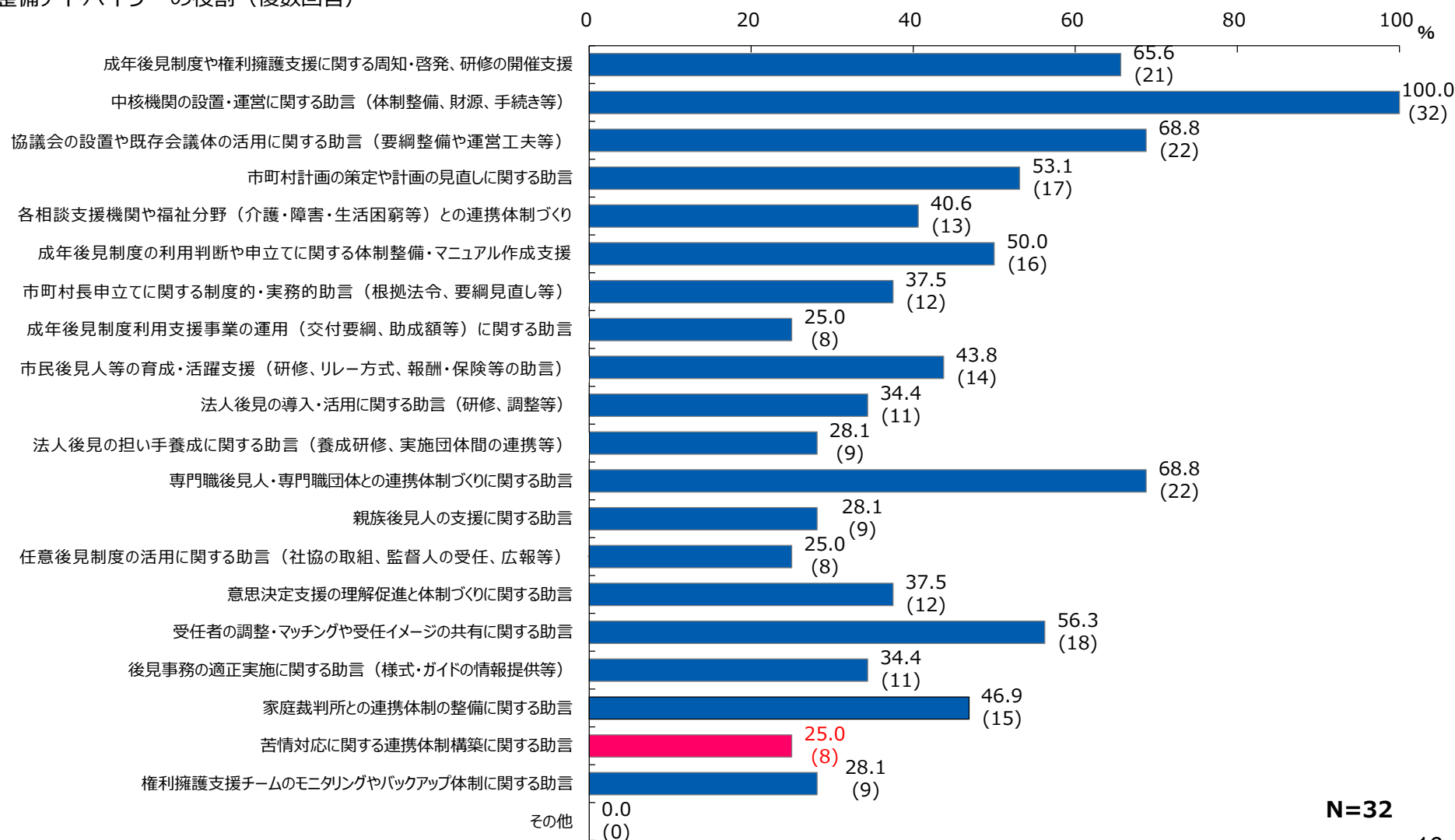


7. 都道府県における後見人等への苦情に関わる取組の状況①

体制整備アドバイザーを配置している都道府県68.1%（32件、N=47）のうち、苦情対応に関する連携体制構築に関する助言を行っている都道府県は25.0%（8件、N=32）となっている。

問：体制整備アドバイザーの役割（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



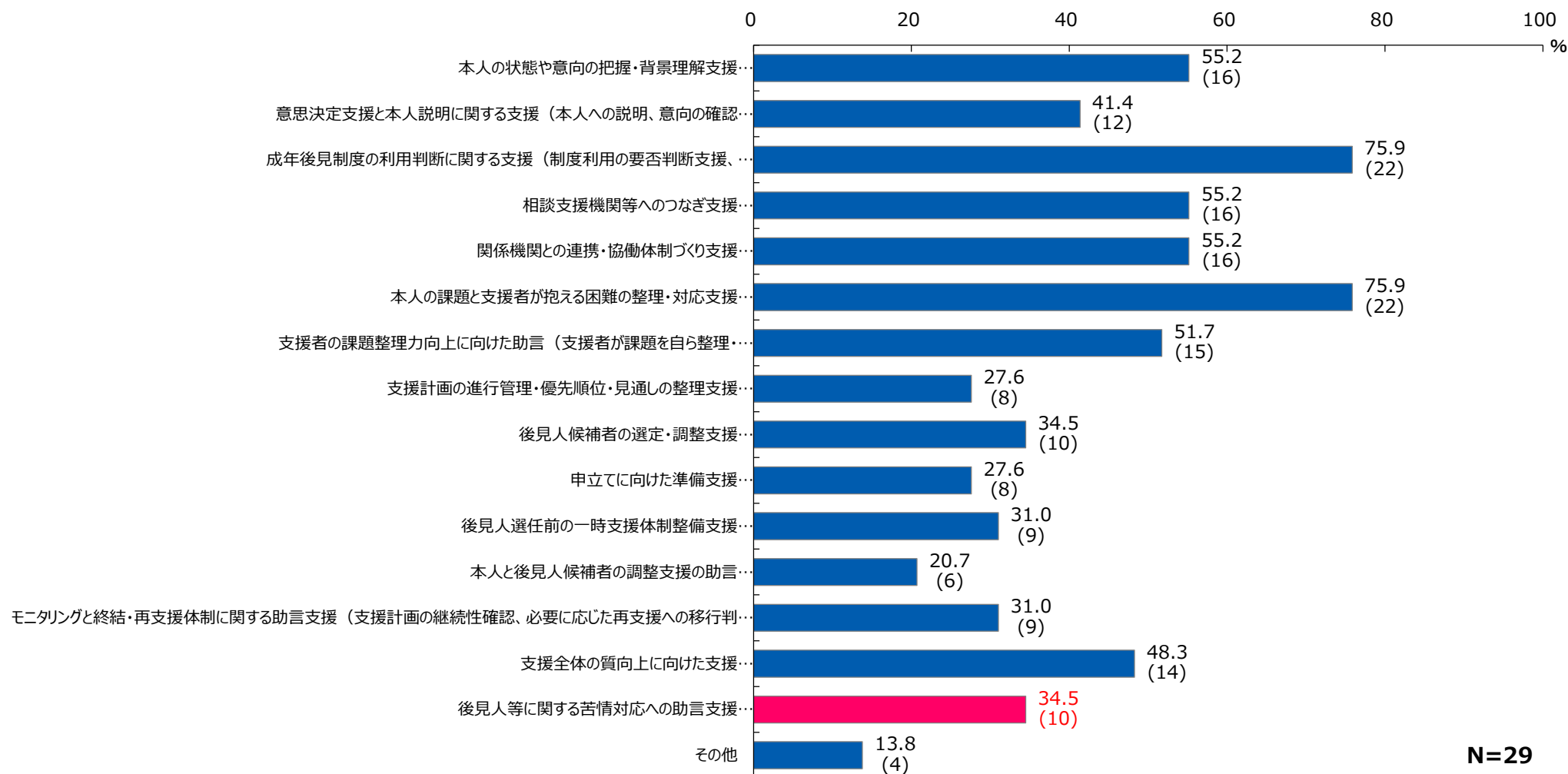
N=32

7. 都道府県における後見人等への苦情に関わる取組の状況②

権利擁護支援総合アドバイザーを配置している都道府県61.7%（29件、N=47）のうち、後見人等に関する苦情対応への助言支援を行っている都道府県は34.5%（10件、N=29）となっている。

問：権利擁護支援総合アドバイザーの役割（複数回答）

調査対象：全47都道府県 調査時点：令和7年4月1日



8. 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究

事業名：令和7年度 社会福祉推進事業 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究事業
事業実施団体：一般財団法人 日本総合研究所

(1) 目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの支援機能として「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」の3つの機能、中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくりの方向性が示され、地域連携ネットワークづくりに向けた取組が全国各地で進められている。
- 他方、「令和6年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」によれば、令和6年4月時点で中核機関を整備している自治体は1,187自治体（68.2%）にとどまっているほか、中核機関整備済み自治体であっても「権利擁護支援チームの形成支援機能」や「権利擁護支援チームの自立支援機能」に関する取組状況にはばらつきがみられ、中間検証でも指摘がされているところである。
- そこで、中核機関における受任調整や苦情対応等に関する取組の実態を調査し、課題の整理・分析を行うとともに、更なる権利擁護支援チームの体制づくりの推進に向けた対応策等について検討を行うことを目的とする。

(2) 主な調査内容

- ア 「受任調整を含むチーム体制づくり」に関するアンケート調査
- イ 「受任調整を含むチーム体制づくり」に関するヒアリング調査
 - (ア) 取組や体制整備が進んでいる市町村・中核機関・都道府県向けヒアリング調査
 - (イ) 取組や体制整備の推進が困難な市町村向けヒアリング調査
- ウ 苦情を含む相談に関するヒアリング調査

(3) 検討委員会

※五十音順 ◎=委員長

- 岩屋口 智栄（公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 常任理事）
- ◎上山 泰（新潟大学 法学部 教授）
- 住田 敦子（特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センターあすライツ センター長）
- 住吉 美保（宮崎県 福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室 主査）
- 十河 真子（社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 地域福祉部長）
- 谷川 ひとみ（福島県社会福祉士会 福島県委託事業市町村支援アドバイザー）
- 永田 祐（同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授）
- 羽根 一誠（白浜町民生課 地域包括支援センター 社会福祉士）
- 福島 健太（日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 事務局長
PASネット 理事長 全国権利擁護支援ネットワーク 共同代表）
- 山口 英之（春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター 主事）

8. 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究（抄）（後見人等の適切な選任等について）

権利擁護支援チームの形成に向けた受任調整のあり方

- 受任調整は、後見人等候補者の選定の作業に留まらず、本人にとって適切な権利擁護支援が継続的に行われる体制（チーム）を整えるプロセスとして位置づけることが重要である。
- 成年後見制度の利用を検討する初期段階から本人の意思や課題を整理し、支援方針の検討を行っており、その過程において関係者間の役割分担を協議する取組が行われていた（ヒアリング調査）。
- 申立て前の段階で、本人や家族、既存の支援者に加え、後見人等候補者を含めた関係者が一堂に会し、支援方針を共有する取組も見受けられた（ヒアリング調査）。
- 検討委員会においても、受任調整の役割に関する議論の中で、単に後見人等の候補者を検討することを目的とするのではなく、支援チームとして本人を支える体制をいかに整えるかという視点の重要性が改めて確認された。
- 受任調整については、後見人等の選任にとどまらず、本人を中心とした支援チームを形成し、その後の支援の方向性を共有するための重要なプロセスとして位置づけていく必要がある。

権利擁護支援チームの自立支援に向けた取組の充実

- 後見人等が選任された後の支援方針を検討する機会を設けていない中核機関は約3割に上った。
- 支援方針を検討する機会が設けられていたとしても、その検討内容は必ずしも十分とはいえない状況が見受けられる。
- 選任前の支援方針の再確認に留まらず、チーム支援の意義の再認識や、各構成員の役割分担の確認、さらには中核機関による継続的支援の必要性の判断やモニタリングのあり方など、多角的な検討が期待される。
- 実態としては上記で期待される検討項目を網羅できている中核機関は半数に満たず、支援チームが自立して機能するための「伴走」のあり方については、さらなる体制整備の余地があることが示唆されている。
- 好事例とされる自治体では、支援チームからの相談に応じて適時モニタリングを行い、必要に応じて関係者が集まる会議を招集するなど、チームの自立を側面から支える取組が行われていた。
- さらに、後見人等選任後においても、支援チームが適切に機能し続けるよう、その自立を促す観点から、役割分担の確認や支援方針の見直し、モニタリング等を通じた関与のあり方を整理していくことが重要である。

8. 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究（抄）（後見人等への苦情について）

苦情の予防・未然防止の重要性

- 苦情を含む相談への対応においては、問題が顕在化した後の対応にとどまらず、苦情の発生を未然に防ぐ取組が重要である。
- 支援チームの中で十分な情報共有や意見交換を行い、本人の意思を確認しながら支援方針を共有することが、トラブルの防止につながると考えられる。
- こうした苦情を含む相談への対応については、受付から対応、関係機関との連携を経て終結に至るまでの一連のプロセスを整理し、地域における標準的な対応の枠組みを明確化していくことも今後の課題であると考えられる。
- 苦情を含む相談への対応については、問題が顕在化した後の対応のみならず、支援チーム内での情報共有や意思決定支援の充実を通じて、トラブルの未然防止を図ることが重要である。
- すべての苦情を中核機関に集約するのではなく、内容に応じて適切なレベルで対応する仕組みが必要であるとの指摘があった。
- 実際に生じた問題については、家庭裁判所や専門職団体などを含む地域連携ネットワークの中で適切に役割分担を行いながら対応していく仕組みを整備していく必要がある。

課題

- 本事業においては、苦情の未然防止の重要性や、地域連携ネットワークにおける役割分担のもとでの対応の必要性が示されたが、苦情等の受付から関係機関の連携を経て終結に至るまでの一連の対応スキームについては、現時点では整理されているとは言えない状況にある。
- この点については、後見人等の解任・交代のあり方を含む民法改正や、中核機関の役割の明確化を含む社会福祉法改正の内容と密接に関係することから、これらの制度改革の内容を踏まえた上で、令和8年度以降に開催される予定の成年後見制度利用促進専門家会議等において具体的な整理・検討を行うことが適当である。
- 以上のように、本事業を通じて示された方向性を踏まえつつ、制度改革の動向を見据えながら、各地域の実情に応じた体制整備を段階的かつ実践的に進めていく必要がある。

9. 権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能強化に向けた取組ポイント集

- 調査研究事業の成果を基に、市町村・中核機関・都道府県等が現在の体制を振り返り、機能強化に向けて取り組む事項を明確化できるよう、支援方針の検討、適切な申立ての調整、後見人等候補者・選任形態の調整、候補者との面談、選任後の支援方針の共有、モニタリング等を取組ポイント（チェック項目）を整理。
- 市町村・中核機関が、地域の関係者とともに本人を支えるチーム体制構築に向けて、共通認識を持ちながら取組を点検・改善できる「権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能強化に向けた取組ポイント集」として作成。
- 成年後見制度利用促進ポータルサイト等により、市町村・中核機関・都道府県等に周知。



厚生労働省 令和7年度社会福祉推進事業 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究事業(受託：一般財団法人 日本総合研究所) 作成案を厚生労働省成年後見制度利用促進室で一部改定

個別支援の 地域連携ネットワークづくりの現状確認チェックシート (権利擁護支援)			体制あり に○
相談支援機能	広報・周知 相談環境整備	A 本人および関係者が成年後見制度(任意後見制度を含む、以下制度と略)を理解できるような周知・広報体制	
		B 本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制	
		C 制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制	
	本人等からの 相談対応・ 制度説明	D 本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制	
		E 本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制	
		F 各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関(以下関係機関と略)と連携して相談対応できる体制	
	権利擁護支援 ニーズの精査 と必要な支援 へのつなぎ	G 各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制	
		H 必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制	
		I 制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制	
		J 制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつなぎが行える体制	
形成支援機能	権利擁護支援 方針の検討	K 本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制	
		L 本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制	
		M 支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制	
		N 支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制	
	適切な申し立 ての調整	O 本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制	
		P 診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制	
		Q 支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制	
	権利擁護支援 を行うことが できる体制の 整備支援	R 本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制	
		S 地域の担い手(専門職後見、市民後見、法人後見等)の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制	
		T 関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制	
自立支援機能		U 本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制	
	支援チームの 開始支援	V 後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制	
		W 制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制	
		X 制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の要否を検討できる体制	
	支援チーム 開始後の必要 に応じた支援	Y 後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制	
		Z 支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制	

K 本人の判断能力や支援状況の変化に応じた課題の整理が行いやすい体制

本人の心身の状態や判断能力、あるいは周囲の支援環境は時間とともに変化します。これらの変化を捉え、本人にとっての優先課題を再整理できる体制です。

取組ポイント

① 課題の見逃し防止

関係機関が持つ情報をシート等に整理し、本人の判断能力低下や生活環境の変化に伴う課題の見逃しがないように整理する。

② 関係機関との課題共有

整理された課題に基づき、受任調整に必要な代理権や支援方針等の検討を行えるように、関係機関で課題を共有する。

体制整備不備によるリスク

本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を再整理する仕組みがない場合、受任調整の際に、課題が不確かな状況で検討することになる可能性があります。その場合、具体的な受任調整について検討する前の段階で課題整理に時間を要し、十分な検討ができないリスクが地域に生じます。

→ 時間のロス

目指す姿

中核機関や支援チームが本人の判断能力や支援状況の変化に気づき、受任調整の際に検討すべき課題の棚卸しができる状態です。

シート等を活用して、情報を過不足なく集約して、関係機関で本人の強み等の「できること」と「手助けが必要なこと」が整理されており、受任調整の具体的な検討に時間をかけることができている体制が理想です。

→ 会議が変わる

チェック結果を踏まえた機能強化のポイント確認

市町村・中核機関における体制整備の検討

10. 中核機関（地域権利擁護相談支援センター）の運営マニュアルの策定に向けた調査研究

令和8年度 社会福祉推進事業（事業実施団体：公益社団法人 日本社会福祉士会）

（１）目的

- 中核機関が地域権利擁護相談支援センターとして法定化されることで、その役割が明確化され、その業務に関し、守秘義務等も課せられることが予定されていることを踏まえ、既存の中核機関の運営マニュアルの見直しを行う（地域権利擁護相談支援センター運営マニュアル）。
- 制度改正を機に、市町村及び現在の中核機関職員等が地域権利擁護相談支援センターを円滑に運営できるようにするためのマニュアルとする。また、厚生労働省が実施する市町村・中核機関職員向け研修の教材等としても活用する。

（２）事業内容

- マニュアルの見直しに当たっては、学識経験者、専門職団体、市町村及び中核機関担当者等からなる「検討委員会」と「作業部会」を設置し、地域権利擁護相談支援センターのコーディネート業務や会議の運営のあり方や守秘義務規定等を踏まえた留意点等を整理する。
- なお、第1期計画の内容からの所要の見直しのほか、今般の地域権利擁護相談支援センターの法定化が施行される令和9年4月に向けて整理すべき事項と、家庭裁判所からの意見照会対応等の仕組みなどの民法等改正による成年後見制度の見直しの施行後に整理すべき事項を切り分けながら整理する。

（３）検討委員会

- ・ 学識経験者
- ・ 自治体（都道府県・市・町村）
- ・ 中核機関
- ・ 都道府県社会福祉協議会
- ・ 専門職団体
- ・ 当事者団体

（４）作業部会

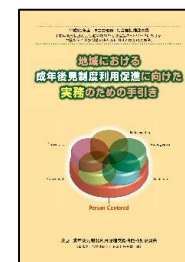
- ・ 学識経験者
- ・ 自治体（町村）
- ・ 中核機関
- ・ 都道府県社会福祉協議会
- ・ 一次相談窓口
（地域包括支援センター）
- ・ 権利擁護の実務経験者

（５）改定する既存マニュアル



平成29年度策定

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業
地域における成年後見制度の利用に関する相談機関や
ネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業
成年後見制度利用促進体制整備委員会
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）



平成30年度策定

厚生労働省 平成30年度社会福祉推進事業
成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワーク
における支援機能のあり方に関する調査研究事業
成年後見制度利用促進支援機能検討委員会
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）

11. 現状・課題及び論点

現状・課題

- 後見人等の選任・交代は、家庭裁判所の判断事項であるが、現状においても、本人の意向や状況に応じた後見人等を候補者とするため、受任者調整などの後見人等の適切な選任のための取組が進められており、これは苦情を生じさせないための土壌形成でもある。受任者調整については、中核機関設置自治体の6割程度で行われている。
- また、現行制度上は、後見人等が辞任を拒む場合は、後見人等の不正等がない限り解任(交代)は困難であるが、地域連携ネットワークの機能の1つとして、後見人の交代に係る調整といった取組についても、中核機関設置自治体の3割強で行われている。
- 民法等改正法の施行後は、本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する補助の制度に一元化されることから、受任者調整に求められる役割も変わることが考えられる。
- また、本人の利益のために特に必要があるときに解任が可能となることから、本人や家族からの苦情等を契機として、より柔軟に補助人等が解任(交代)されることも想定される。
- 苦情等への適切な対応を推進する観点からは、第二期計画において、本人・親族等の不満や関係者間の認識のずれ等も含めて捉え、関係機関が役割分担しながら連携して対応する必要があると整理されている。研究事業では、苦情対応を予防・未然防止や支援チームの見直しの契機として位置づける重要性とともに、多様な相談窓口を前提とした連携や、地域連携ネットワークにおける役割分担整理等が課題として示されている。

論点

- 中核機関が中心となって実施している受任者調整や補助人等の交代に係る調整について、民法等改正法の施行後においては、どのような役割を果たすことが期待されるか。
- 民法等改正法を踏まえた適切な選任・交代に向けた連携のあり方や地域権利擁護相談支援センターの役割についてどのように考えるか。
- 後見人等に関する苦情等への対応のあり方について、どのように考えるか。